

## 大船渡商工会議所地域企業経営継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大船渡商工会議所（以下「商工会議所」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者の経営の継続を支援し、地域経済の維持を図るため、地域企業経営継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び知事が別に定める者をいう。

(補助金の交付基準)

第3条 商工会議所は、この補助金を別表1の基準により交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）を、商工会議所会頭（以下「会頭」という。）に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第5条 会頭は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定及び交付額の確定（以下「交付決定等」という。）を行うものとする。

2 会頭は、交付決定等を行う場合において、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業終了の翌年度（4月1日から翌年3月末日までの期間をいう。以下同じ）から起算して5年間保管しておかななければならないこと。

(2) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(3) 知事が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

(4) 単価50万円（税抜き）以上の備品等の購入や外注工事等を行う場合は「処分制限財産」に該当し、処分制限財産については、その管理状況を明らかにし、かつ、助成事業を完了した年度の翌年度から起算して5年経過する日まで保存すること。このうち、補助事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、取得日から5年間に於いて当該財産の処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄筒）が制限されること。

3 会頭は、交付決定等の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第6条 会頭は、前条の額の確定を行った後、補助金を交付する。

(交付決定の取り消し)

第7条 会頭は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に関して、この要綱の規定に基づく会頭の指示又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 会頭は、前項の取り消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 会頭は、前条の取消しを決定した場合に補助金が交付されているときは、当該決定の翌日から起算して15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 会頭は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。

(延滞金)

第9条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額）に年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を商工会議所に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、商工会議所の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合その他知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 取得価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産

2 前項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。ただし、耐用年数が5年を超えるものについては5年とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会頭が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和2年7月10日から実施し、令和2年度の補助金から適用する。

別表1 補助金交付基準

項目	基準
1 補助対象者	下記の①～④の全てを満たすこと。 ① 中小企業者又は中小企業者を構成員とする団体 ② 商工会議所が管轄する区域内に事業所を有すること ③ 別表3に定める対象業種を営む事業所であること ④ 関係法令を遵守していること
2 補助対象経費	下記の①～③を全て満たすこと。 ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために行う対策であること。 ② 別表4に定める経費であること。 (ただし、別表4に定める消耗品費については、鉄道業・道路旅客運送業を除き、1事業所につき3万円を申請額の上限とする。) ③ 令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間に発注、契約及び支払いが完了した経費であること。
3 補助率	定額 (10/10)
4 補助限度額	1事業所につき10万円を申請額の上限とし、事業所ごとの申請額を合計した額

別表3 対象業種

業種	大分類 (※)	中分類 (※)
飲食業	M (宿泊業、飲食サービス業) の一部	76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
小売業	I (卸売業、小売業) の一部	56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 ※ 自動車等の移動販売により小売する事業所を含む
サービス業	G (情報通信業) の一部	38 放送業 39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業のうち下記 小分類411 (映像情報制作・配給業) 小分類412 (音声情報制作業) 小分類415 (広告制作業) 小分類416 (映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)
	K (不動産業、物品賃貸業) の一部	69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
	L (学術研究、専門・技術サービス)	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業 (他に分類されないもの)

	業)	73 広告業 74 技術サービス業 (他に分類されないもの)
	M (宿泊業、飲食サービス業) の一部	75 宿泊業
	N (生活関連サービス業・娯楽業)	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 除外：小分類791 旅行業 80 娯楽業
	O (教育、学習支援業)	81 学校教育 82 その他の教育，学習支援業
	P (医療、福祉)	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業
	R (サービス業) の一部	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 95 その他のサービス業
運輸業	H (鉄道業、道路旅客運送業) の一部	42 鉄道業のうち下記 小分類421 鉄道業 細分類4211 (普通鉄道業) 43 道路旅客運送業のうち下記 小分類431 (一般乗合旅客自動車運送業) 小分類432 (一般乗用旅客自動車運送業) 小分類433 (一般貸切旅客自動車運送業)

※ 総務省「日本標準産業分類 (平成 25 年 10 月改定)」に基づく分類であること

別表 4

## ① 店舗における感染症対策に要した経費

費目	対象経費
設備費	衛生管理・空気換気設備の導入費 等 (例：センサー式の水道蛇口、ウイルスを清浄除去する業務用空気清浄機の導入)
工事費(付帯工事を含む)	店舗の改装に伴う設計費、管理費、直接工事費、材料費 等 (例：抗ウイルス用塗料を室内の壁面・天井等に用いる内装工事、カウンター席の導入、客同士の間隔を確保するためのテーブル移設)
器具備品費	飛沫感染・接触感染をを防ぐための備品購入費 等 (例：客席の間に設置するビニールカーテンやアクリル板、隔離確保のために設置する衝立・パーテーション、出入口等に設置するアルコール消毒液ポンプスタンド、入店時に体温を測るための非接触型体温計、従業員が使用するゴーグル・フェイスシールド)
清掃費	臨時休業後の営業再開のため、店舗内の衛生環境を向上させるために要する経費 等 (例：外部清掃事業者による徹底的な店内消毒作業) (例：清掃事業者における店内消毒作業)
消耗品費	1回で使い切るもの・使用すると量が減る衛生用品の購入費 等 (例：マスク、手袋、消毒液、除菌シート、ハンドソープ)

## ② 飲食店における業態転換(テイクアウト、宅配、移動販売等)対策に要した経費

費目	対象経費
販売促進費	印刷物制作費、PR映像制作費、広告掲載費 等 (例：メニュー表・チラシ・ポスター等の製作、看板・のぼり等の購入、ホームページ作成委託)
車両費	宅配用バイクリース料、台車 等
器具備品費	WiFi導入費、タブレット端末、梱包・包装資材 等 (例：運搬容器、ショーケースの購入)
工事費	条例に基づく施設基準を満たすための工事に要する費用(例：放冷詰め合わせ設備又は配膳設備)
手数料	宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料 等
消耗品費	1回で使い切るもの・使用すると量が減る消耗品 等(例：弁当容器、箸、おしぼり、ビニール袋)

## ③ 鉄道業・道路旅客運送業における感染症対策に要した経費

費目	対象経費
設備費	衛生管理・空気換気設備の導入費 等(例：センサー式の水道蛇口、ウイルスを清浄除去する業務用空気清浄機の導入)
工事費(付帯工事を含む)	本社、営業所、駅の改修に伴う設計費、管理費、直接工事費、材料費 等(例：抗ウイルス用塗料を室内の壁面・天井等に用いる内装工事、カウンター席の導入、客同士の間隔を確保するためのテーブル移設)

器具備品費	飛沫感染を防ぐための備品購入費 等（例：運転席と客席の間に設置するビニールカーテンやアクリル板、アルコール消毒液ポンプスタンド、非接触型体温計、ゴーグル・フェイスシールド）
清掃費	駅、待合所等の衛生環境を向上させるために要する経費 等 （例：外部清掃事業者による徹底的な駅、待合所内等の消毒作業） （例：清掃事業者における店内消毒作業）
消耗品費	各業界団体が作成するガイドライン等の取り組みに要する衛生用品の購入費 等（例：個人防護具（マスク、手袋）、アルコール消毒液等の感染症対策用品の購入）

※ 上記のほか、岩手県知事が特に認めるものは対象とする。

※ 次の経費は、原則として対象として認めない。

- ・ 他制度による補助を受けているもの
- ・ 感染症対策としての利用実態が認められないもの（私的利用、販売やレンタル用途に今日されるもの）
- ・ 通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる更新の費用と解されるもの
- ・ 支出時点の市場価格や一般的な売価と比べて著しく高額と認められるもの